

ID: 467

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	工事負担金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第28条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p><b>【根拠条文】</b> (工事負担金)</p> <p>第28条 管理者は、個別排水処理施設の能力を超える排水等を排除することができる排水設備が設けられることにより、個別排水処理施設の改築が必要になったときは、設備を設ける者に負担させることができる。</p> <p>2 管理者は、排水設備設置者の申出により、個別排水処理施設の撤去を行うときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の全部又は一部を、排水設備設置者に負担させることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日